

令和6年第2回三郷市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年2月27日（火） 午後1時30分から3時22分

2. 開催場所 農業委員会議室（7階）

3. 議長 岡庭 丈夫（会長）

4. 出席委員（14人）

席次	氏 名	出欠	席次	氏 名	出欠
1	岡庭 早苗	出	10	石井 昌明	出
2	宮田 正久	出	11	恩田 純男	出
3	牧野 和美	出	12	戸邊 勲	出
4	秋谷 直邦	出	13	大熊 陽子	出
5	島根 至代	出	14	岡庭 丈夫	出
6	江川 直美	出	推進	中村 清隆	出
7	染谷 義人	出	推進	吉野善一郎	出
8	大久保貴章	出	推進	鈴木 敏弘	出
9	島根 幸一	出	推進	藤田 裕衛	出

5. 議事日程

第1 開会宣告

第2 会長挨拶

第3 会議録署名委員の指名

第4 報告第 1号 農地改良届出について

報告第 2号 2アール未満の農業用施設に係る届出について

報告第 3号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について（4条 市）

報告第 4号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について（5条 市）

報告第 5号 証明書の発行状況について

第5 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第 4号 生産緑地の取得のあっせん依頼の回答について

議案第 5号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正について意見を求める件

第6 その他

(1) 審議会、協議会の報告について

(2) その他

第7 閉会宣告

6. 農業委員会事務局職員（会議書記）

事務局長 石井富貴和

次 長 菊池 智司

係 長 河野 広美

7. 会議の概要

戸邊 会長職務代理	委員の皆様、こんにちは。ただいまから令和6年2月農業委員会総会の開催に当たりまして、岡庭会長より開会宣言及びご挨拶をお願いいたします。
会長 (以下議長)	(開会の宣言及び開会の挨拶)
議長	なお、本日の出席委員は全委員の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。 それでは、会議規則第13条第2項の規定により署名委員の指名をいたします。 4番 秋谷直邦委員、5番 島根至代委員、お願いいたします。 (本人承諾の返事)
議長	それでは、次第に従いまして順次進めてまいりたいと思います。 まず、報告事項の朗読をまず事務局をお願いいたします。
河野係長	(報告事項読み上げ)
議長	ありがとうございます。 報告事項につきましてはお目通しをいただきまして、何かございましたら後ほど事務局までお願いをいたします。
議長	それでは、続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて」を上程いたします。 それでは、議案第1号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
河野係長	議案第1号1番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇

○・○○」、権利種類「所有権」、土地の表示「半田○○番」、地目「田」、地積「○○㎡」、同じく「○○番」、「田」、「○○㎡」、同じく「○○番」、「田」、「○○㎡」、同じく「○○番」、「田」、「○○㎡」、理由「売買」、経営面積「○○㎡」。

なお、こちらの案件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は江川委員の担当でございます。江川委員に内容説明お願いいたします。

江川委員

それでは、ただいまから議案第1号1番の説明をいたします。

申請人の住所、氏名、土地の表示、理由、経営面積につきましては、事務局からの説明どおりでございますので省略させていただきます。

(以降、申請地、経営状況、従事日数、農機具の保有状況について説明)

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

岡庭早苗委員。

岡庭早苗委員

(挙手により質問)

譲渡人と譲受人の関係というのがどうなりますか。何か親子関係とか、そういうの。

議長

事務局で。

河野係長

親子です。

岡庭早苗委員

ありがとうございます。

議長

ほかにございますか。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

それでは、議案第1号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

1 番 売買 (全員賛成)

議長 続きまして、議案第 1 号 2 番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

河野係長 議案第 1 号 2 番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「前間〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、理由「家庭内贈与」、経営面積「〇〇㎡」。

 なお、こちらの案件については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

 以上でございます。

議長 ありがとうございます。
 この案件は、大久保委員の担当でございます。大久保委員に内容説明をお願いいたします。

大久保委員 それでは、ただいまから議案第 1 号 2 番の説明をいたします。
 申請人の住所・氏名、土地の表示、理由、経営面積につきましては、事務局からの説明どおりでございますので、省略させていただきます。
 (以降、申請地、経営状況、従事日数、農機具の保有状況について説明)
 よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
 ただいま議案第 1 号 2 番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長 質疑を打ち切ります。
 採決をいたします。
 議案第 1 号 2 番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。 2 番 家庭内贈与 (全員賛成)
議長	続きまして、議案第 2 号の上程前にビデオ上映に入りますので、事務局で準備をお願いいたします。 【議案第 2 号及び第 3 号に係る申請地のビデオ上映】
議長	それでは、再開をいたします。 それでは、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。 なお、今月内容調査会を行った案件について報告をいたします。 今月は、議案第 3 号 2 番、3 番、4 番につきまして内容調査会を開催しております。 それでは、議案第 2 号 1 番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
河野係長	議案第 2 号 1 番、申請人住所・氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「駒形〇〇番」、地目「畑」、面積「〇〇㎡」、申請目的「貸駐車場」。 申請地の農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね 10ha 未満であるため、第 2 種農地であると判断されます。 以上でございます。
議長	ありがとうございます。 この案件は大久保委員の担当でございます。大久保委員に内容説明をお願いいたします。
大久保委員	それでは、ただいまから議案第 2 号 1 番の説明をいたします。 申請人の住所・氏名、土地の表示につきましては、事務局からの説明どおりでございますので、省略させていただきます。現地につきましても、ビデオのとおりでございますので、省略させていただきます。 転用目的は貸駐車場です。 まず、理由書が提出されておりますので、代読させていただきます。 (理由書朗読) 利用計画としては、申請地東側を〇〇、西側を〇〇が駐車場用地として利用します。〇〇は、従業員通勤営業車両 6 台、会社所有車両 5 台、〇〇は、営業車 4 台、従業員通勤車 8 台を置く計画です。 隣地の同意はあります。

	う、透明のあれでただ囲ってやっているようなところもあったものですから、ちょっと気になったもので、要件としてあるのかなということでお伺いしました。直接これとは関係ないんですが、すみません。
議長	よろしいですか。
宮田委員	あるということですね。
河野係長	景観的に申し上げますと、風が強いときに看板などが飛んで事故のないようにということで、年に一回ぐらい定期的に報告を市に上げるようになっていきます。
議長	ほかにございますか。 岡庭早苗委員。
岡庭早苗委員	(挙手により質問) 通常、敷地内が砂利敷きの場合、公道に出るに当たってアスファルト舗装とかコンクリート舗装をしているかと思うんですが、この場合、西側の〇〇のほうについてはあるんですけども、東というか、北というか、そちらのほうには、〇〇のほうにはそういう部分がないんですが、通常、敷地で駐車場の敷地から外に出るに当たって、市道に碎石が出ないようにということであろうかと思うんですが、たまたま今回の場合、3.5mの通路があって、そこを通過して市道へ出るような形にはなっていると思うんですけども、市道に出るに当たってのところも通路自体が砂利敷きなので、市道に出るに当たっての場所が一応舗装されているべきなのかなと思っています。その辺も違ったら教えてください。どうなのかなと思ひまして、その辺を教えてくださいと思います。
議長	事務局でお願いします。
河野係長	初めに、この農地の部分につけますかという相談があったんですけども、ただ、直接ここは市道に出る部分じゃないので、岡庭委員がおっしゃるように、ここは無理にお願いはできないんじゃないかというふうに事務局で判断しました。通路になっている部分は宅地なので、農地法は及ばないということで、お願いするのは本当のお願いになってしまうので、そこはちょっと言いませんでした。
岡庭早苗委員	分かりました。ありがとうございます。
議長	例えば申請地から車が出るときに、道路が舗装ではなく砂利道のところに出

る場合に、申請地の出入口は舗装をお願いしてあります。将来、その砂利道が舗装になる可能性がありますので、本来、道路が砂利道ですから砂利でいいと思うんですけども、一応舗装はして、コンクリートか舗装という形でお願いはしています。将来に備えてということです。

ほかにございますか。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

1 番 貸駐車場 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。

それでは、議案第3号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第3号1番、譲受住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「使用貸借」、土地の表示「采女新田〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「地質調査用地」、こちらは、一時転用です。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模が10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は戸邊代理の担当でございます。戸邊代理に内容説明をお願いいたします。

戸邊

会長職務代理

それでは、議案第3号1番の説明をさせていただきます。

譲受人の氏名、権利種類、土地の表示、申請目的につきましては、事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地につきましてもビデオどおりでございますので、説明を省略させていただきます。

(以降、申請人について説明)

ここで、理由書が出ておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)。

利用計画としましては、都市計画道路三郷流山線整備計画に伴い、埼玉県からの移設要請を受けということでございますので、利用期間が令和6年4月1日から4月13日までということでございます。

隣地の同意は必要ございません。

被害防除といたしましては、農地の一部を地質調査するため、作業範囲を明確にする、第三者が誤って進入しないようにカラーコーンとバーにより進入の際や、あぜなど段差を乗り越えるときは踏板等を使用し踏み崩れしないように注意しますということでございます。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わらせていただきます。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

1 番 地質調査用地	(全員賛成)
------------	--------

議長

続きまして、議案第3号2番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第3号2番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「半田〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「車両置場」。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、

議長

その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

戸邊
会長職務代理

ありがとうございます。

この案件は戸邊代理の担当でございます。戸邊代理に内容説明をお願いいたします。

それでは、議案第3号2番について説明をさせていただきます。

譲受人、権利種類、土地の表示、申請目的につきましては、事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地につきましてもビデオどおりでございますので、省略させていただきます。

(以降、申請人について説明)

ここで、理由書が出ておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

本社から申請地までは約1.2km、15分程度です。利用計画といたしましては、申請地を車両置場として利用、中古車を26台、ナンバーのない車だそうです、を置くということでございます。

隣地の同意はございます。

被害防除といたしましては、北側が、出入口アスファルト舗装が5m掛ける6m、停止線、会社看板、新設コンクリートブロック2段積み、プラスネットフェンス1mで、ジャバラゲートが2m、市道1035号線の境界線になります。東側、新設コンクリートブロック2段積みと隣地コンクリートブロック6段、片方は500平米ほど個人の家になっておりますので、そちらのほうは隣地のコンクリートブロック6段になります。単管パイプで車止めを作るそうです。西側、隣地コンクリートブロック2段積み、単管パイプで車止めを作ります。南側、新設コンクリートブロック2段積み、プラスネットフェンスが1m、水路敷コンクリート打設、厚さ5cmということです。敷地内は砂利敷きでございます。

その他といたしましては、誓約書がございます。

(資金計画について説明)

自動車の回送運行許可がありますということであります。

以上で説明を終わらせていただきます。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号2番について説明が終わりました。

戸邊
会長職務代理

すみません、ちょっと漏れた部分がございますので、追加させていただきます。

東側、アイドリングストップ看板、西側にもアイドリングストップ看板を設置いたしますので、ご報告いたします。

議長

ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号2番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【挙手全員】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付いたします。

2番 車両置場 (賛成全員)

議長

それでは、議案第3号3番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第3号3番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「番匠免一丁目〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「資材置場用地」。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は秋谷委員の担当でございます。秋谷委員に内容説明をお願いいたします。

秋谷委員

それでは、ただいまから議案第3号3番を説明させていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、先ほど事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。

(以降、申請人について説明)

	以上が申請人の説明でございます。 続きまして、ここで理由書が提出されておりますので、読み上げます。 (理由書朗読) 続いて、本社から申請地までの距離及び時間、約18km、車で約40分。 利用計画については、計画従業員数、男9名、申請地、資材置場として利用、1.8ブレス900本、1.5ブレス300本、1.2ブレス200本、0.9ブレス200本、600枠300本、900枠800本、1.8アンチ500枚、1.8ハーフアンチ300枚、1.5ハーフアンチ200枚、1.2ハーフアンチ150枚、0.9ハーフアンチ150枚、単管パイプ4m1,400本、3m400本、2.5m600本、2m1,200本、1.5m500本、1m500本、1m以下400本、足場板、4m600枚、3m150枚、5m400枚、雑用部品置場、木材置場、トラック1台。 以上が利用計画です。 近隣の同意はございます。 続いて、被害防除については、南側、出入口アスファルト舗装、5m掛ける11m、停止線、会社看板、市道0204号線境界、新設H鋼、プラス板柵土留め、プラスシート、高さ2m、キャストジャバラゲート、東側・西側共に新設H鋼、プラス板柵土留め、プラスシート、高さ2m、北側、新設新築H鋼、プラス板柵土留め、プラス鋼板、高さ3m、水路際、新設コンクリート打設、厚さ5cm、敷地内、砂利敷き、以上が被害防除です。 そのほか、参考事項といたしまして誓約書が提出されています。 (資金計画について説明) 農地区分は第2種農地、一般建設業の許可。 以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 ただいま議案第3号3番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。 岡庭早苗委員。
岡庭早苗委員	(挙手により質問) 理由書の中で、資材の高さについて今回低くしたいということで申出があったようなのですが、それで、高さを2m以下にしますということでお約束をいただいたかと思うんですが、その辺も言いましたっけ。
秋谷委員	それは言っていなかったです、すみません。
岡庭早苗委員	資材が、前の借りているところが高くて、それを抑えるためにこの場所を借りるということで申請されましたね。それで、抑えることで、また量が増えていくと、上がっていつちゃうとまた危険があつて、その辺で内容調査会の中で

委員さんと事務局と会長とかが話があって、2 m以内に抑えますということでお約束をいただけませんかということに理解していただいて、利用計画のところにしていますので、一応安心できるのかなと考えます。

議長

ほかにございますか。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号3番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

3番 資材置場用地	(全員賛成)
-----------	--------

議長

続きまして、議案第3号4番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第3号4番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「花和田〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、同じく「〇〇番」、「田」、「〇〇㎡」、同じく「〇〇番」、「畑」、「〇〇㎡」、申請目的「駐車場用地」。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は島根至代委員の担当でございます。島根至代委員に内容説明をお願いいたします。

島根至代委員

それでは、ただいまから議案第3号4番の説明をさせていただきます。

譲渡人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要、現地の説明につきましては、先ほど事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。

(以降、申請人について説明)

申請内容ですが、営業目的が駐車場用地で、申請理由といたしましては理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

続きまして、会社から申請地までの距離及び時間ですが、約1km、車で約2分、徒歩15分、利用計画といたしましては、駐車場用地、従業員56台分となっております。

隣地の同意はあります。

続いて、被害防除ですが、南側、出入口アスファルト舗装、5m掛ける6m、停止線、会社看板、市道3668号線境界、アイドリングストップ看板、新設コンクリートブロック4段積み、東側、新設コンクリートブロック2段積み、西側、新設コンクリートブロック2段積み、北側、市道3666号線境界、道路自主後退あり、新設コンクリートブロック2段積み、新設コンクリートブロック3段積み、アイドリングストップ看板2枚、敷地内砂利敷きです。

その他でございますが、誓約書をいただいております。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第3号4番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号4番に賛成の方の挙手をお願いいたします。

【挙手全員】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

3番 駐車場用地	(全員賛成)
----------	--------

議長

続きまして、議案第4号「生産緑地の取得のあっせん依頼の回答について」を上程いたします。

議案第4号1番については大久保委員の担当でございます。大久保委員に内容説明をお願いいたします。

大久保委員

議案第4号1番についてご説明いたします。

先月の総会の議案第4号1番、生産緑地の取得あっせんについての議決を受けて、農業委員会において三郷第2018-1号生産緑地地区の取得あっせんをすることになりました。それを受けて、近隣の農家組合長を通じ、近隣農業者へのあっせんを行いました。買取り希望者が現れず、あっせんができない状況でございます。

以上、簡単ではございますが、ご報告申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第4号1番の説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第4号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

1番 (全員賛成)

議長

ここで暫時休憩といたします。開会時間2時50分をお願いいたします。

【17分暫時休憩】

議長

それでは、再開いたします。

議長

続きまして、議案第5号1番、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正について意見を求める件を上程いたします。

それでは、議案第5号1番につきまして、農業振興課から説明をお願いしたいと思います。

本日3名いらしておりますので、それではよろしくお願いします。

秋本課長

皆様こんにちは。農業振興課長の秋本でございます。本日の出席職員にしましては、鏡課長補佐。

鏡課長補佐	鏡です。よろしくお願いします。
秋本課長	藤島係長。
藤島係長	藤島です。
秋本課長	以上の3名になります。よろしくお願いいたします。 農業委員の皆様には、日頃より農業振興課業務にご協力を賜りまして厚くお礼を申し上げます。また、本日は貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。 それでは、議案第5号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正について意見を求める件につきまして、藤島係長からご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。
藤島係長	それでは、議案についてご説明させていただきます。大変失礼ながら着座にて説明させていただきます。 まず初めになんですけれども、先週お配りさせていただいた資料の確認させてください。議案配付の際に一緒にお配りできればよかったのですが、ちょっと間に合わず、先週、委員の皆様のお宅に直接お伺いしてお配りさせていただきました。これも連絡して行かなかったのでお留守のかたも当然いらっしゃると思いますので、そのかたにつきましては、大変失礼ながらポストのほうに投函させていただきました。 それでは、資料の確認です。 4つございましたと思うんですけれども、1つ目は、市長名で農業委員会会長に対して開催についての意見を求めるかがみになります。 次に、2点目は、農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想の改正についてと書かれたA4の紙です。1枚です。 3つ目です。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想見直し内容対照表、ちょっと厚めのホチキス留めしてあるものになります。 そして、最後なんですけれども、農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想（案）といって、こちら4点を事前にお配りさせていただきましたが、ないとかという方はいらっしゃいますか。大丈夫でしょうか。 それでは、ありがとうございます。早速説明をさせていただくんですけれども、まず初めに、それでは、農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の改正についてと書かれた4番の資料をご覧ください。 1、変更理由についてですが、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を改正するものになります。 2、基本的な変更点、主な変更点として3つございます。

まず1つ目ですが、農業を担う者の確保と育成についての整備体制等について追加いたしました。県の基本方針に基づき、新たな担い手の確保や関係機関との連携・体系などについて記載しております。

2点目ですが、今後全国的に高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農業が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題として、今まであった人・農地プランが地域計画として定めるよう、今回の法改正で法定化されました。それに伴い、市の基本構想にも盛り込まれることとなりました。

また、地域計画の国のマニュアルの中で、地域の話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、それを実現すべく地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるとあります。したがって、農地の集積・集約化の手法から、利用権設定等促進事業を削除いたしました。

最後に、3点目ですが、語句の修正や現況に合わせた数値等の修正になります。農地利用の面積シェアの割合は、集積率の目標値に合わせて16%にいたしました。そのほか、後の軽微な変更を行いました。

以上が改正の内容となります。

説明は以上となります。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第5号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

岡庭早苗委員。

岡庭早苗委員

(挙手により質問)

この中で、埼玉県農地中間管理機構というのがありますよね。それが今までは農振地域を持っていない場合は該当してこないような形で、最後に打ち消されている部分があったんですけども、今回は何回も出てくるんですけども、ここに加わっていくということの考え方でよろしいのでしょうか。計画内に何か所か出てくるんですけども。

議長

お願いします。

鏡課長補佐

そうですね、国の方針としても、土地の貸し借りのメインとしては農地バンクを使うというのが、埼玉県だと農林公社になるんですけども、そちらを通して貸し借りがメインになってくるという想定はされていたようです。この後に地域計画というものを作成していかなきゃいけないんですけども、協議の場にも農林公社の関わるものが出てくるような説明になっております。

岡庭早苗委員	実際に関わってもらえる。
鏡課長補佐	関わらなければならないことになっているという意味合いですね。
議長	ほかにございますか。
宮田委員	(挙手により質問) 農業新聞なんかによく載っていることなんですけれども、今実際、新規の就農希望者とかそういう人の実情と、あと規模拡大ですよね。これらについての相談というか、そういうのを数的なものって把握はできて、要するに、今後PRして増やしていくという考えなのか、現在もあって、それについて取り組まれているのかという点、ちょっと教えていただきたいんですけれども。
議長	お願いします。
鏡課長補佐	新規就農については、数年に何件かやはり相談に来られて、結構来られるかたによって温度差がありまして、家庭菜園の延長で使いたいというかたと、本当にどこかで農業法人で働いているかたが就農したいというかたがごく僅かいらっしゃいます。そのかたたちが三郷で就農しようとする、どうしても農地を借りられない、買えないというような問題で、先に進めない事例はありました。
宮田委員	要するに、資産的保有傾向ということですね。
鏡課長補佐	そうですね、あと土地を借りるにしても、口約束ではちょっと借りられませんので、きちんとした、今は農業委員会の賃貸借契約しかないと思うんですけれども、そちらを結んでいただく形ですけれども、なかなか貸し手のかたがいらっしゃらないという実情があります。
宮田委員	あと、規模の拡大を図っていらっしゃるかたというのは。
藤島係長	規模の拡大については、今後地域計画をやる場合にはアンケートを取りたいと思っております。
議長	よろしいですか。
宮田委員	はい。
議長	ほかにございますか。 じゃ、私のほうから1点、農業経営基盤の強化の促進に関するこの案ですが、

3 ページ、4 ページ、このデータですが、数年間変わっていないと思うんですが、一応案として出すには、この辺は見直しかけたほうがいいのかなと思うんですが、どうでしょうか。

鏡課長補佐

なかなか、基本構想に載せています560万を超えるケースが今のところ変わらないような形なので、新しいものが出れば追加していくような形になると思います。

議長

分かりました。なぜ言ったかという、たまたま1番が私の家のすぐ近く、3番がリーフやっていますので、あそこなので、2番が多分これ鷹野のあそこの家だと思うので、ちょっと数年前と比べて内容に変動が生じてきていますので、見直しのときにもう一度確認して、その当時の数字が一番適正かなと思いますが、ひとつそこを。

鏡課長補佐

所得で説明しますと、1 ページ目の3番に経営目標というものがあまして、年間の農業所得が560万円で、3番の中の下から3つ目に書いてあるんですけれども、こちらのほうをクリアできるかたを載せているような形になりますので、この金額を超えるようなものが出てくるようであれば、新たに追加するというような形になっております。

議長

ほかにございますか。
岡庭早苗委員。

岡庭早苗委員

(挙手により質問)

三郷市の場合、地の利がいい感じで、結局ここの農業委員会のほうにも出てくるんですけれども、農地を転用されてしまうんですね。実際持ち主のかたの収入として、例えば農地を貸して得た金額と転用して得た金額では大分差があるんだと思うんです。生活の関係で転用してしまうと思うんですけれども、賃借料とか、国もある程度の、これを見ていくと決まったものでそれに準じた形にはなるんでしょうが、そこへプラスとして、市から別の枠で補助金などがつかない限り、転用って収まらないと思うんですよ。そうすると、農地保全していくに当たって、本当に絵に描いた餅になっちゃうと思うので、そういうのができるのであれば、今すぐどうのこうのじゃなくても、そういう展望で5年、10年のスタンスで見ていくんでしょうけれども、その後の後継者の関係とかも絡んでくるし、やっぱり先々考えると、一市民として、消費者として、食べ物の心配があるので、その辺、農業振興課のほうでも、できるのであれば、そういう動きも含んでやっていってもらえるとありがたいのかな。そうすると、耕作できなくなった土地についても、意思ある農家さんが、そういうところを借りてやっていけると思うんですよ。

ただ、転用の金額に対する、ある程度競えるものにならないと、どうしても

持ち主のかたはそっちに貸しちゃったりしちゃうので、農地としても保全って非常に難しくて、何か堂々巡り、解決つかないかなというふうに素人考えで思ったんですね。ですから、そういう動きも考えると、農家さんとしてやっていける、もちろん国の補助でもいいんですが、ただ、貸した人に対してはプラスアルファになるような金額になった形で入れば、農地も保全できるかなって素人考えで思ったんですけれども、よろしくお願いします。

議長

意見ですが、一応回答を。

鏡課長補佐

基本的に市のほうで貸し借りに対しての補助というのは考え等は決まっています。今後、基本構想の先の地域計画というのは、関係者皆さんに集まっていただいて、今後どうしましょうかというお話し合いをしていただく中で、そういう賃料とか貸し借り、ほか、賃借にするのか、最低限作業受託という形にするのか。逆に、今度はやってもらう方がお金を払うとか、作業受託なんだねというやり方も考えられますので、その辺は地区で話し合っていていただいて、方向性を決めていくという形になるかとは思いますが。

岡庭早苗委員

地区で話し合って、これだけ出してもらえると何とかあれなんだよねというような話になったときに、じゃ、その意見のまとめとして市に要望とか、そういう形のものというのは望めますか。

鏡課長補佐

今のところはまだ難しい。

岡庭早苗委員

望めるって言いにくいでしょうけれども、今の段階で。

議長

じゃ、課長から。

秋本課長

予算の関係等もございますので、かなり難しい状況ではあると考えます。

岡庭早苗委員

前向きに考えていくとかという、そういうのはないんですか。

秋本課長

できれば、そういうふうにしていければ一番いいんでしょうけれども、確かにそうは思いますけれども、かなり難しいのではないかと考えます。

岡庭早苗委員

分かりました。

藤島係長

貸しているかたとかもいらっしゃると思うので、自分の頭の中で、多分これぐらいだったら貸せるなという金額をお持ちのかた、いらっしゃると思うんですけれども、実際今この話じゃないですけれども、農地の貸し借りについて国で出しているデータですけれども、1枚の田で0円から57,000円ぐらい。それ

	は施設を建てて貸した場合で5万ぐらい、土地代が。田んぼ1枚ですね。だから、多分皆さんが頭の中で思い描ける数字とどれだけ離れているか。それを埋めるための市の補助金は、幾らなんだという段階で、申し訳ないんですけども答えられないという形です。ですから、岡庭委員の意見は意見として、地域計画の中で具体的な話が出てくれば、それは意見として出していただければ。
岡庭早苗委員	三郷のような都市型農業のところだけじゃないから、国は全体を見た金額でやるから、それでもいいよというところは出てくると思うんですよ。でも、三郷のように限られた面積でやっていくんだけれども、残していかないとこの先何あるか分からないからということで、一生懸命皆さんやっているわけなんですけれども、同じ考えだとちょっと厳しいのかなというのはありますよね。
藤島係長	先ほどの多分農林公社の話もあると思うんですけども、本当に実際農地バンク、三郷でうまくいくのか分からないです。
岡庭早苗委員	かなり厳しい意味なことは言っているのは分かるんですけども、何かそういう前向きのあれがあれば、多分農家さんのほうも今後地域計画の中に入れ込んで話し合ってどんどんいくと思うんですけども、厳しいですね。分かりました。
議長	ほかにございますか。 宮田委員。
宮田委員	(挙手により質問) 経営基盤とは直接関係ないだろうということになるとそれまでなんですけれども、実は自主防災の関係とかでもいろいろ資料とか見る中で、この頃田んぼダムという、実際農家の人にはあまりメリッ的なものはないという結果のものを見たことあるんですけども、三郷については、例えば今の話じゃないんですけども、田んぼダムやる人についてはどのくらいの補助金出すとか、そういうのも一つの延命策という、何て言ったらいいのか分からないけれども、または防災の観点からも考える、一考の余地のある課題なのかなということなんです。これらについてのお話、ここに入れる入れないじゃないかもしれないですけども、についての考え方とか、何か話のテーブルに着いたことはありますか。
議長	事務局で。
鏡課長補佐	農業部門としては、地元の意向がないとあっせんはできないので、基本的には田んぼダムやると水没させる期間を長くする形になってしまうので、稲とか腐る結果も出てきます。一方で、大雨とかの対応をしている河川課のほうでは、

こちらのほうを少し検討しているようなことは聞いたことがあります。降った雨を、防災上のダムなので、そちらのほうで今考えたりとかしているようなニュアンスは聞いたことがあります。

以上です。

議長 よろしいですか。

宮田委員 はい、現状を確認したかったので、ありがとうございます。

議長 ほかにございますか。

【挙手なし】

議長 それでは、以上で質疑を打ち切りたいと思います。
それでは、農業振興課の職員のかた、ありがとうございました。

【農業振興課職員退室】

議長 それでは、採決をいたします。
それでは、議案第5号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。ただいまの案件です。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。
採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

1 番 (全員賛成)

議長 続きまして、その他に移らせていただきます。
まず、審議会、協議会の報告につきまして、ございましたら挙手にてお願いしたいと思います。

【挙手なし】

議長 それでは、その他の報告で、もしございましたら。

【挙手なし】

議長 (三郷市公園運営委員会について報告)

	ほかにその他でございますか。 【挙手なし】
議長	それでは、事務局からの連絡事項ということで、まず次長のほうから報告をお願いいたします。
菊池事務局次長	事務局からの連絡事項について説明いたします。 ①農業委員会活動記録ノートの提出について 事務局からの連絡事項は以上です。
議長	ありがとうございます。 続きまして、農業振興課からの連絡事項ということで、係長からお願いします。
河野係長	農業振興課からの連絡事項です。 ①令和6年度経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書発送 3月中旬 ②サツキ栽培講習会 3月10日(日)・17日(日) 瑞沼市民センター ③農の社会科見学 3月16日(土)・20日(水) TNfarm ④MISATOファーマーズマーケット 3月2日(土) ららぽーと新三郷 以上です。
議長	ありがとうございます。 視察報告、次長からこれについて。
菊池事務局次長	みさと農政だよりを配布させていただきました。その中で6ページに農業委員会からのお知らせ、7ページに視察の報告書ということで作成しております。 以上です。
議長	ありがとうございます。 岡庭早苗委員と宮田委員には報告書作成ありがとうございました。 以上で今月の全ての内容につきまして終了となります。 それでは、閉会に当たりまして、戸邊代理より閉会のご挨拶をお願いいたします。
戸邊 会長職務代理	長時間にわたりまして慎重なご意見、ありがとうございました。 今月の総会では、農地法第3条が2件承認、第4条が1件、第5条が4件、許可相当になりました。生産緑地の取得のあっせん依頼の回答についてが1件、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正に関する件が1件承認となりました。

審議の内容を確認するとともに、円滑なる総会運営にご協力いただきまして、
ありがとうございます。

以上をもちまして、ご挨拶とさせていただきます。皆様、お疲れさまでした。